

議案第 9 4 号

前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例（平成 1 9 年前橋市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の使用料は、無料とする。

(1) 1 歳未満の乳児

(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童

(3) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）に定める療育手帳の交付を受けた児童

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童

第 1 1 条中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。